

沖縄県における新型コロナウイルス感染症罹患後症状（後遺症）の診療体制

② かかりつけ医がない場合
受診先が見つからない場合



新型コロナウイルス感染症から回復後、
長引く症状があり生活に支障が生じている

① かかりつけ医がある場合

医療機関リスト
に基づき案内
(県HP)



かかりつけ医や
身近な診療所を受診

③ 更なる精査が必要

- ・症状の程度が重い
- ・別疾患の疑い



紹介状を持って、各専門
の診療科を受診、フォ
ロー

④ 病状が安定

かかりつけ医で
フォロー